

いよし 社協 だより



いよし社協
イメージキャラクター
あいみん。

緑豊かな穏やかな
季節となりました



(写真左) 中山地区社協敬老の家
(写真右上) 一次予防事業



目次

平成27年度事業計画・予算、伊予市社協会員加入のお願い等……………	P2～P4
伊予市障害者相談支援センターからのお知らせ……………	P5
生活相談支援センターからのお知らせ……………	P6
共同募金ささえあい活動支援（2次募集）・上野地区社会福祉協議会お花見会・職員紹介 ……	P7
まごころ銀行・心配ごと等相談予定表……………	P8

社会福祉法人

**伊予市
社会福祉協議会**

〒 799-3113 伊予市米湊723-1

☎ 089-983-6224

☎ 089-983-3253

<http://www.iyo-shakyo.jp/>

いよし社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金を制作費の一部に充当させていただいています。

印刷 佐川印刷株式会社

平成27年度

伊予市社会福祉協議会のおもな取り組み



伊予市社会福祉協議会は貧困、虐待、孤立など深刻な福祉課題や生活課題、また、既存の制度で対応できない問題に取り組み、その解決の仕組みを創っていくよう努力してまいります。皆さまの温かいご支援・ご協力をお願いいたします。

1. 法人運営事業

① 理事会・評議員会（単独事業）

理事会・評議員会を年間4～5回開催し、適切な法人の運営をすすめ、当社協の発展を図ります。

② 会費制度の充実（単独事業）

《目標額》6,160千円

（一般会員：年会費 500円）

（特別会員：年会費2,000円）

③ 広報活動（単独事業）

社協だより（年6回発行）やホームページで社協の取組みや地域の情報をタイムリーにお知らせします。

④ 福祉まつりの開催（市補助事業）



2. 社協運営補助事業

① 福祉活動専門員（市補助事業）

9名の福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。

3. 共同募金運動等の推進

① 共同募金運動の推進（共同募金事業）

《目標額》7,230千円

（戸別募金：10500円）

② 歳末たすけあい運動の推進（共同募金事業）

《目標額》3,521千円

（戸別募金：10300円）

③ まごころ銀行運営事業（単独事業）

皆様から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきま

4. 相談支援活動の推進

① 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金・不動産担保型生活資金貸付のための一連の業務を行い、行政や民生委員等との連携により地域での暮らしを支援します。

② 心配ごと相談事業（市受託事業）

市民の悩みごと、心配ごとなどの解消のため、定期的に相談事業を開催します。

③ 在宅介護支援センター（市受託事業）

高齢者やご家族の相談支援や、介護予防のための事業を実施します。

④ 福祉サービス利用援助事業（市補助・県社協受託事業）

生活上の判断が困難になった方に対

し、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請等の代行、金銭管理等の代行を行います。

⑤ 法人後見事業（市補助事業）

疾病や障がい等で日常生活の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないように、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見等の支援を行います。

⑥ 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

生活支援を必要とする方の相談を受け、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整等を行いつつ相談を継続し、自立支援を行います。

5. 仲間を増やし地域で支え合う活動の推進

① ふれあい・いきいきサロン事業（市受託事業）

地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設推進、及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行い、サロンの充実を図ります。

② 民生児童委員協議会運営事業（市補助事業）



協議会の運営、基盤強化と資質向上、行政との連携による要援護者及び小地域ネットワークの推進等の支援を行います。

③ 高齢者家庭相談員設置事業 (市受託事業)

ひとり暮らし高齢者が孤立しないよう、情報提供や近所福祉の推進に取り組めます。

④ 家族介護教室 (市受託事業)

要介護者の介護にあたるご家族やボランティアを対象に教室を開催し、介護者同士の交流を図り、介護技術や知識を習得することにより、身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、在宅福祉の向上及び介護予防に努めます。

⑤ 要援護者家具転倒防止対策事業 (単独事業)

ボランティア「かくてんぼう支援隊」による、要援護者宅の家具転倒防止のための器具の取付を行います。

⑥ ボランティアセンター事業 (市受託事業)

各種ボランティア講座、ボランティア通信(ほかりん通信)の発行、ほかりん☆サロンやボランティアフェス



ティバルの開催等により住民への啓発活動を行うとともに、ボランティア登録を推進し、ボランティアを必要としている人へのコーディネートを行います。

⑦ 伊予市徘徊高齢者SOSネットワーク事業 (単独事業)

認知症高齢者の登録をしていたとき、所在が分からなくなった場合に警察等の関係機関が一体となり、早期発見、保護に努めます。

6. 高齢者福祉サービスの推進

① 一次予防事業対象者介護予防事業 (市受託事業)

一般の高齢者を対象に、転倒予防教室、認知症予防教室、男性の自立支援のための男性料理教室など多彩な教室等を開催し、高齢者の閉じこもりを防止、要介護状態にならないよう介護予防の推進を図ります。



② 二次予防事業対象者通所型介護予防事業 (市受託事業)

デイサービスセンター「じゅらく」において、地域包括支援センターから委託を受けた二次予防事業対象高齢者に通所による介護予防事業を実施します。

③ 介護予防施設送迎サービス事業 (市受託事業)

④ 福祉用具貸与事業 (単独事業)

⑤ 福祉車両貸出事業 (単独事業)

7. 介護保険事業の健全な運営

① 居宅介護支援事業

伊予及び双海事業所の常勤5名、非常勤1名体制で介護支援専門員による、要支援・要介護者のケアマネジメントを行います。

② 訪問介護事業

伊予・中山・双海事業所の常勤7名、非常勤31名体制で身体介護や生活介護サービスを提供します。

③ 介護予防通所介護事業

要支援1・2と認定された方を対象に「デイサービスセンター「じゅらく」において通所介護事業を行います。

8. 障がい福祉サービス事業の充実

① 居宅介護事業 (ホームヘルプ)

障がいのある方が可能な限り、その居宅において有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、訪問介護員が利用者のご家庭を訪問し生活全般にわたる援助を行います。

② 同行援護・移動支援事業

視覚障がい等により移動や屋外での移動が困難な方の外出時等に行き、

必要な情報提供や移動時の援護等を行います。

③ 相談支援事業

障がい者の福祉に関する相談を受け、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

9. 指定管理事業

① 老人福祉センター (委託)

② 唐川ふれあいプラザ

③ 上灘老人憩の家

④ 伊予市ボランティアセンター

10. 調査・研究に関する事業

① 地域福祉活動計画 (しあわせのまちづくり計画) の推進

② 社協経営の健全化

11. 地区社協の活性化

① 地区社協に関する事業

南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、社協職員が1名ずつ担当し、それぞれ地域特性に応じた活動をしています。



平成27年度 伊予市社会福祉協議会一般会計予算

資金収支予算

単位：千円

収 入		支 出	
科 目	予算額	科 目	予算額
会費収入	6,160	人件費支出	168,248
寄付金収入	1,067	事業費支出	20,571
補助金収入	45,191	事務費支出	23,853
助成金収入	406	共同募金配分金事業費	6,837
共同募金配分金収入	9,547	助成金支出	5,857
受託金収入	56,526	固定資産取得支出	1,543
事業収入	1,402	積立資産支出	2,655
介護保険事業収入	92,623	拠点区分間繰入金支出	2,385
障害福祉サービス等事業収入	15,684	サービス区分間繰入金支出	1,279
受取利息配当金収入	61	その他の活動による支出	1,742
その他の収入	5		
拠点区分間繰入金収入	2,743		
サービス区分間繰入金収入	921		
繰入金	2,634		
合 計	234,970	合 計	234,970

拠点区分別内訳書

単位：千円

拠点区分	収 入	支 出
社協運営事業	52,887	52,887
地域福祉事業	43,665	43,665
在宅介護事業	19,494	19,494
介護保険事業	91,400	91,400
障害支援事業	27,524	27,524
合 計	234,970	234,970



平成
27年度

伊予市社協 会員加入のお願い

伊予市社会福祉協議会では、高齢者や障がい者をはじめ、全ての地域住民の方にとって住みよい福祉のまちづくりを目指し、今後、在宅福祉や地域福祉の諸活動を更に充実していきたいと考えております。

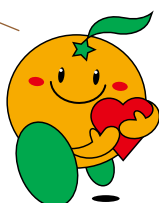
つきましては、本年も社協会員にご加入いただきますよう、何とぞ、よろしくお願いいたします。

なお、一般会員は、全戸会員制の趣旨を踏まえて市内全世帯を対象とし、特別会員は、個人・団体・企業を対象とさせていただきます。

なお、募集につきましては、各地区の広報区長さん・地区の役員さんと協議の上改めてご案内させていただきます。

- 一般会員会費
1口 500円
- 特別会員会費
1口 2,000円

およろこび
協力力を
願います。



愛媛県政発足記念日知事表彰受賞

伊予市手をつなぐ育成会 顧問
長戸 和子さん

伊予市手をつなぐ育成会顧問 長戸 和子さんが愛媛県政発足記念日知事表彰を受賞されました。

長戸さんは、福祉団体役員として特別支援学級への支援や障がい者スポーツ大会への協力など、知的障がい者福祉の向上に尽力され、長年にわたるその功績が顕著であることからこのたびの受賞となりました。

おめでとうございます。



い よ し しょうがい しゃ そう だん し えん 伊予市障害者相談支援センターです。

しょうがいしゃそうごう し えんほう じ どうふく し ほう かいせい ふく し り よう ほんにん のぞ
障害者総合支援法や児童福祉法の改正により、福祉サービスを利用しながら本人が望
む生活スタイルを実現できるように、サービス利用計画の作成が義務づけられています。

しょうがいふく し り よう かた とう り ようけいかく
●障害福祉サービスを利用する方 ⇒ 「サービス等利用計画」
きょたくかい ご たん き にゅうしょ せいかつかい ご しゅうろうけいぞく し えん り よう ば あい
居宅介護（ホームヘルプ）・短期入所・生活介護・就労継続支援などを利用する場合

しょうがい じ つうしょ し えん り よう かた しょうがい じ し えん り ようけいかく
●障害児通所支援を利用する方 ⇒ 「障害児支援利用計画」
じ どうはったつ し えん ほう か ごとう り よう ば あい
児童発達支援、放課後等デイサービスなどを利用する場合

しょうがい ひと ひと たの く わたし そうだんいん みな
障害のある人もない人もいきいきと楽しく暮らせるように、私たち相談員は、皆さん
から相談を受け、アドバイスや支援を行っています。

- ★ しょうがい ひと こま ぜんばん そうだん う
障害のある人の困りごと全般について相談を受けます。
- ★ にゅうしょ せつ で ちいき あんしん せいかつ し えん
入所施設などを出て地域で安心して生活できるように支援します。
- ★ ふく し り よう けいかくあん さくせい
福祉サービスを利用するための計画案を作成します。



けいかくあん さくせいほうほう つぎ
計画案の作成方法は次のとおりです。

- （１） していとくていそうだん し えん じ ぎょうしゃ していしょうがい じ そうだん し えん じ ぎょうしゃ そうだん し えんいん
指定特定相談支援事業者または指定 障害児相談支援事業者の相談支援員が
作成します。
- （２） ほんにん か ぞく じ ぶん けいかく さくせい
本人やご家族が自分で計画（セルフプラン）を作成することもできます。

けいかくさくせい ひ よう ありよう せんもん か う にちじょうせいかつ なや
計画作成の費用は無料です。専門家のアドバイスを受けながら、日常生活の悩みや
こま かいけつ ゆめ じつげん む せいかつ た
困りごとの解決、夢の実現に向けて生活プランを立ててみませんか。



けいかくしょ
どこで計画書をたててもらえいいの？

か き そうだん し えん じ ぎょうしょ れんらく
下記の相談支援事業所までご連絡ください。

い よ し しょうがいしゃ そうだん し えん しない そうだん し えん じ ぎょうしょ しょうがい かた
伊予市障害者相談支援センターや、市内の相談支援事業所は、障害のある方や
か ぞく とう み ちか そうだんまご ち き がる そうだん
そのご家族等の身近な相談窓口です。どんなことでも、まずはお気軽にご相談ください。

い よ し しゃきょう していそうだん し えん じ ぎょうしょ
＊伊予市社協指定相談支援事業所
☎ 983-6224 たんとう みやうち たなか しら お
担当：宮内、田中、白尾
＊指定相談支援事業所 くりのみ
☎ 967-1460 たんとう もりひら
担当：森平

そうだん し えん
＊相談支援センター ふあみすて
☎ 989-5780 たんとう たかおか ひ の ばやし
担当：高岡、日野林
＊ワークハウス睦美
☎ 983-4795 たんとう しらいし
担当：白石



開所しました！

生活相談支援センター

失業や病気などさまざまな問題で生活に困っている方、ひとりで悩まずに当センターにご相談ください。一緒に考え、生活再建に向けサポートしていきます。お気軽にご利用ください。

対象となる方：65歳未満で就労や生活の改善によって
経済的・社会的自立が見込まれる方
開所日時：月曜日～金曜日 8：30～17：30
(土日祝日、年末年始はお休み)

伊予市尾崎3-1

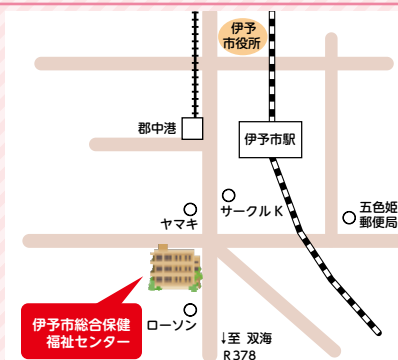
伊予市総合保健福祉センター 2階

(伊予市社会福祉協議会 ボランティアセンター内)

秘密厳守！

電話：089-982-0393

FAX：089-982-0394



勤めていた会社が倒産し、次の会社が決まらず生活が苦しい。

引きこもりの息子と暮らしているが、自分も高齢で失々の将来が不安。

人間関係に悩んでいて、仕事に就く自信がない。

手持ちのお金が少なく、生活を維持できるかどうか不安。

いろいろな悩みを聞かせてください。

センター窓口



悩み事の確認

自立生活のためのプラン作成

公的サービスの活用や就労支援

安定した生活へ



連携してサポートします！

関係相談窓口

社会福祉協議会

相談支援員

市役所

ハローワーク



赤い羽根共同募金による 「平成27年度ささえあい活動 支援（2次募集）」を行います。



伊予市社協では、みなさんからいただいた募金を財源に『ささえあい活動支援（2次募集）』の助成を行います。「地域活動をしたいが活動費が…」という団体をサポートします。

助 成 内 容		助 成 額
地域福祉活動	住民が安心・安全に生活できる地域づくり活動。地域福祉活動を推進する住民主体の様々なボランティア活動や、従来の福祉にとらわれない新しい分野にかかる先駆的・開拓的福祉活動を発掘・育成する活動。	実施しようとする活動に係る経費の90%以内とし、1活動10万円を限度とする。
施設整備活動	老人施設を除く第一種・第二種社会福祉施設、更生保護施設、民間作業所（利用者数が5名以上かつ、1週間の作業日数が3日以上）の備品・機器の整備。	【施設における備品・機器の整備に係る総費用が概ね5万円以上50万円以下の整備活動】総費用の90%以内とし、1整備30万円を限度とする。

【活動期間】 平成27年8月1日～平成28年3月31日までの活動を対象とします。

【募集期間】 平成27年5月1日（金）～平成27年6月30日（火）

【その他】 ・伊予市に活動拠点を持たない団体や、営利を目的とする団体等は対象外となります。
・助成額は、運営委員会の審議で決定いたします。

お問い合わせは、伊予市社会福祉協議会 総務福祉係 ☎ 982-0393 まで

上野地区社会福祉協議会 お花見会 3月26日（木）ウエルピア伊予

上野地区のひとり暮らし高齢者の親睦会が行われました。春らしいお料理をいただきながら、フラダンスや子供達の伝統芸能、高齢者家庭相談員のハーモニカの演奏にあわせて、知床旅情などの歌を参加者全員で歌い、和やかな会となりました。



☆職員紹介☆

NEW FACE

伊予市社協に新しい仲間が増えました



総務福祉係 主事

もり みほ
森 美穂

地域みなさまに早く名前を覚えてもらえるよう、頑張っていますので、今後ともよろしくお願いします。

4月より社会福祉協議会で勤務させて頂いております森 美穂と申します。まだまだ未熟で、皆様にはご迷惑をお掛けすると思いますが、誰もが安心して生活できる地域づくりを目指し、頑張りたいと思います。伊予市や地域について、まだまだ分からない事ばかりですが、一日でも早く皆様のお力になれるように頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。
(とら年、てんびん座のAB型です)



ひとりで悩まないで…

お気軽にご相談ください



まごころ銀行

心配ごと相談 13:30~16:00

市内の民生児童委員さんなどが、家庭のこと、人生のこと、日常生活の悩みごと・困りごとなどの相談に応じます。

伊予事務所 ・毎月第4水曜日

5月	27日	伊予市総合保健福祉センター2階 相談室2（伊予市尾崎3-1）
6月	24日	
7月	22日	

中山事務所 ・毎月第2木曜日

5月	14日	中山地域事務所2階 第2相談室
6月	11日	
7月	9日	

双海事務所 ・毎月第2水曜日

5月	13日	下灘コミュニティセンター小会議室
6月	10日	双海保健センター相談室
7月	8日	下灘コミュニティセンター小会議室

弁護士無料相談 13:30~16:00

《完全予約制》 ☎982-0393 総務福祉係まで ※前日までに予約をして下さい。

■毎月第1・3水曜日

5月	20日	伊予市総合保健福祉センター2階相談室2 (伊予市尾崎3-1)
6月	3日・17日	
7月	1日・15日	

- 初めての相談のみ ※5月は20日のみです。
- 南法律事務所 所属弁護士1名
- 相談時間は25分

行政書士無料相談 13:30~16:00

■毎月第2金曜日

5月	8日	伊予市総合保健福祉センター 2階相談室1 (伊予市尾崎3-1)
6月	12日	
7月	10日	

- 愛媛県行政書士会 松山支部所属の行政書士2名
- 相談時間は約30分

ご寄付ありがとうございました

次の方から社会福祉協議会『まごころ銀行』への善意の寄付をいただきました。皆さまからいただいたこの善意は、地域福祉活動の支援等に活用させていただきます。（2・3月受付分）

《一般寄付》

○伊予地区更生保護女性会 様

《香典返し》

○梶原 辰規 様（中山町佐礼谷）
亡父 幸男 様

○國西 俊孝 様（上吾川）
亡父 尚公 様

○北風 雅治 様（双海町上灘）
亡父 静雄 様

○水本 靖雄 様（上三谷）
亡母 ツヤコ 様

○櫻井 和美 様（中山町中山）
亡父 平野 清春 様

○玉森 正明 様（中山町出渕）
亡母 ツルコ 様

※個人情報保護のため、ご了承いただいている方のみ掲載しています。

コリク 第11回

社会福祉協議会 会長 上本昌幸

依存から自立へ

家庭教育は、親自身が育つことであると言われる。愛は依存から。小さい時には親に十分甘えさせねばならない。しかし、年齢が進んでも、なお依存が続くと大変なことになる。依存と自立。これは相反するもの。適度な依存心、つまり優しさをもった自立心のある人間を育てるためには、次のようなことが必要である。三歳頃までは、母親に抱かれることによって、子どもの心は安定し人を愛することを学ぶ。三歳から九歳にかけては、社会人として正しく生きていく基礎を十分に教える必要がある。子どもといっしょに生活する中で、「こんな時に、頑張るんだ」「友だちの悪口はいけない」など、親自身が体験した「苦しみ」「喜び」「悲しみ」を子どもにしっかりと教えるべきである。今、この教えるが不足している。また、大切な時期に親とのかかわりが少なくなっているのが心配である。十歳からは、あたたかい心を注ぎながら、だんだん子どもから手を離し、親自身の生活態度を厳しくしていくことが大事である。

依存も大切。自立も大切。依存から自立への正しい道案内を願っている。

